労働基準監督署による是正勧告等への対応について

1 主旨

区立上用賀保育園に対する労働基準監督署による立入調査が行われ、労働安全衛生法に関する是正勧告等を受けた。このことを踏まえた区としての対応について報告する。

- 2 労働基準監督署による是正勧告等の概要及び区としての対応
- (1) 衛生管理者の設置、産業医の選任、衛生委員会の設置

【是正勧告等の概要】

常時50人以上の労働者を使用している事業所については、労働安全衛生法の規定により衛生管理者の設置(同法第12条)、産業医の選任(同法第13条)、衛生委員会の設置(同法第18条)が義務付けられているが、その対応がとられておらず、是正すべきこと。

【区としての対応】

- ① 全庁調査の結果、「常時50人以上の労働者を使用している事業所で必要な対応がとられていない事業所」が21箇所(区立保育園18園、区立児童館3館)あることを確認し、所管部に早急な対応を指示した。
- ② 全庁に法制度を改めて周知し、法の順守の徹底を指示した。
- (2) 労働者の労働時間の把握

【是正勧告等の概要】

労働者の労働時間については、タイムカード等の客観的な方法その他の適切な方法により把握すべきだが(法第66条の8の3)、会計年度任用職員について行われている出勤簿への押印は、客観的な方法その他の適切な方法による把握とはいえず、是正すべきこと。

【区としての対応】

区では、I Cチップ付の職員証を出退勤時に機器に読み込ませる形で職員の労働時間を把握しているが、会計年度任用職員や一部の常勤職員についてはシステムが対応しておらず、出勤簿への押印による対応とし、現在のシステムを大規模改修する際に I Cチップ付の職員証による対応に移行することを予定していた。

システムの大規模改修を早急に行うことは困難であるため、出勤簿への押印で対応している会計年度任用職員等については、年度内の早期を目途に客観的な出退勤時刻の把握ができる別の手法による対応の検討を進める。